変更届提出書類一覧(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

■届出について

・届出の期限は変更日から10日以内となっています。 (変更日より1ヶ月経過して提出する場合は遅延理由書の提出もお願いします。)

■提出書類及び届出方法

・郵送にて提出をお願いします。

返信用の定型封筒に必要分の切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。

※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。

※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、<u>事業所単位での届出となります。</u>例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。 **様式についてはこちらからダウンロードしてください。**

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 ・運営規程(参考資料5-4M) ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) ※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	別の所在地にある事業所と 同一名称を使用することは できません。 事業所番号が変更になる場 合は 事前に ご相談ください。
事業所の所在地 (移転)	【事前協議は来庁】 改めて事前協議が必要となりますので、移転を予定される時点でお早めに ご相談ください。	
専用区画等の変更	【事前協議は来庁】 変更内容により、事前協議が必要です。 事前にご相談ください。 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・事業所の平面図 介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しま すので当該施設のフロア図も必要となります。 ・変更された部分の写真(カラー) <現地確認をしない場合のみ>	同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。
介護給付費算定に 係る体制(加算項目)	◆福祉指導監査課のホームページ、 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(加算様式込)の、 加算届提出一覧表ページより、届出に必要な書類を確認してください。 [注意] 算定時期により、提出期限が決められています。	
協力医療機関・協力 歯科医療機関の名称 契約内容の変更	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 ・協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約書の(写し)	
介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護医療院、病院等 との連携・支援体制	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)・別紙様式第二号(四)変更届出書・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との契約書の(写し)・連携体制及び支援の体制に関する概要(任意)	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類
管理者の	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)
氏名及び住所	・別紙様式第二号(四)変更届出書
	・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定 等に係る記載事項
	寺に床る記載争項 ・組織体制図(参考資料1)他の業務と兼務する場合のみ
	• 経歴書(参考様式 2)
	・実務経験証明書(参考様式2-2)
	・2-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・③
	・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) ・認知症介護実践研修(実践者研修)修了証書(写し)
	・認知症が成型サービス事業管理者研修修了証書(写し)
	管理者研修未受講の場合 ・・郵送又は電子申請で申込み。
	〔注意〕認知症介護実践研修(実践者研修)を修了している事。
	・認知症介護研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)受講申込書
	※必ず受講申込み書に、管理者就任日を記載してください。
	下記のホームページに申込書を掲載しています。
	認知症介護研修(開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修)の受講者募集について
	・確約書(研修用)(研修9-5) 様式集よりダウンロードしてください。
	MANAGE TO CYTECT
	※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書
	・ がればれる一方(四)変叉曲山音 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定
	等に係る記載事項
	・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)氏名を変更する場合のみ
 計画作成担当者	 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)
(介護支援専門員)	- * <u>多叉用連桁景、定当到同(9)子必妥が知的/</u> - ・別紙様式第二号(四)変更届出書
(21,002,004,004,004,004,004,004,004,004,004	・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定
	等に係る記載事項
	・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(別紙)
	・介護支援専門員証(写し) ・認知症介護実践研修(実践者研修)修了証書(写し)
	・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証書(写し)
	<mark>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 未受講の場合></mark> ・・郵送又は電子申請で申込み。
	〔注意〕認知症介護実践研修(実践者研修)を修了している事。
	・認知症介護研修(小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)受講申込書
	※必ず受講申込み書に、計画作成担当者就任日を記載してください。
	下記のホームページに申込書を掲載しています。
	<u>認知症介護研修(開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修)の受講者募集について</u> ・確約書(研修用)(研修9-5)
	・健歌9音(切形用)(切形 9 一 5) 様式集よりダウンロードしてください。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類		
事業者の代表者	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)		
	・別紙様式第二号(四)変更届出書		
	・経歴書(参考様式2)		
	・認知症介護研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)修了証書(写し)		
	<mark>認知症対応型サービス事業開設者研修 未受講の場合</mark> ・・郵送又は電子申請で申込み。		
	・認知症介護研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)受講申込書		
	※必ず受講申込み書に、代表者就任日を記載してください。		
	下記のホームページに申込書を掲載しています。		
	認知症介護研修(開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修)の受講者募集について		
	・確約書(研修用)(研修9-5)		
	様式集よりダウンロードしてください。		

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点
運営規程	①営業日・営業時間 ②サービス提供日・時間 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-9) ・運営規程(参考資料5-4M)	変更届に運営規程の変更前、 変更後の内容を記載してく ださい。
	③登録定員・利用定員(通いサービス・宿泊サービス) ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 ・運営規程(参考資料5-4M) ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	*1
	④従業者の員数の増減 ※1 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-9) ・運営規程(参考資料5-4M)	従業者の員数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。管理者の届出時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。
	⑤利用料金 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ⑥区画整理等により住居表示が変更となった場合 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 ・運営規程(参考資料5-4M) ・住居表示変更の証明書等の(写し) ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	運営規程記載例の改定に伴う運営規程の変更手続き方法についてはその都度、HP等でお知らせします。
	⑦上記①~⑥以外のその他の運営規程の変更 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第二号(四)変更届出書 ・付表第二号(六)小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 ・運営規程(参考資料 5 - 4 M)	

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、**一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします**(事業所一覧の添付必須)。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

提出書類 変更する事項 留意点 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 法人の名称の変更とは当該法人の 法人の名称 「商号変更」のみを指します。 法人所在地 ·別紙様式第二号(四)変更届出書 吸収合併、事業譲渡等により事業所 **※**4 • 別紙様式第三号 (一) 変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれている場合の の運営法人が別法人へ変更となる場 合は新規申請が必要となります。 ※ 法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。 変更届では処理できません。 ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 運営法人が変更となる場合は必ず ・事業所一覧(参考様式11) ※2 事前にご相談ください。 ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)[注1] ※下表〔注1〕の事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている場 **※**1 合は、老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。 現在事項証明書は不可。 法人代表者の • 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) *****2 氏名、生年月日 • 別紙様式第二号(四)変更届出書 事業所一覧表に茨木市が指定した • 別紙様式第三号 (一) 変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれている場合の 及び住所 介護事業所が複数ある場合提出く み提出 **※**4 ださい。 (変更後) に以下の項目を記入してください。 **※**3 1. 法人代表者の氏名とふりがな 小規模多機能型居宅介護 生年月日 2. · 認知症対応型共同生活介護 郵便番号・住所 · 看護小規模多機能型居宅介護 4. 連絡先:電話番号・(FAX番号→ある場合のみ) 上記のサービスがある場合で、 ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 事業者の代表者も兼ねている時は · 事業所一覧(参考様式11) ※2 ※3 併せて「事業者の代表者」変更届出 が必要です。 ・誓約書 ○…提出要・△…事業所一覧に下記サービスがある場合提出要。※4 該当するサービスの変更届提出書 (1-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・⑤) 居宅サービス事業 Λ 類一覧をご確認ください。 別紙②) (2-3_標準様式 6_誓約書 居宅介護支援事業 Λ 0 (2-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・③) 地域密着型サービス事業 誓約書については、標準様式及 (2-3 標準様式 6 誓約書 別紙④) び該当するサービスの別紙を添 介護予防支援事業 Λ 付してください。 (3-3 標準様式 5 誓約書) 総合事業 Λ ※代表者の住所変更があった場合は、誓約書の添付は必要ありません。

[注1] 事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)→ 様式は <u>こちら</u> からダウンロードしてください。			
老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名		
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、		
七八百七月 晚寸事未	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護		
老人デイサービス事業〔注 2〕	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、		
【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	(介護予防)認知症対応型通所介護		
老人短期入所事業【特養その他の施設と共用する場合】〔注〕	(介護予防) 短期入所生活介護		
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護		
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護		

[注 2] 様式第 2 0 号 : 「単独で設置」 【老人デイサービスセンター】 通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、 (介護予防) 認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】 (介護予防) 短期入所生活介護は提出対象外となります。

※4「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」(総合事業と医療みなしは提出不要)

届出は介護サービス事業所ごとではなく、法人単位での届出が必要です。

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある<u>「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」</u>をご覧下さい。

条件によって提出先が異なります。 〔注〕(予防) 居宅サービス、居宅介護支援は<mark>茨木市には提出しません。</mark>